

別添 1

厚生労働行政推進調査費補助金

障害者政策総合研究事業

障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の
取組推進に向けた調査

令和 6（2024）年度 総括研究報告書

研究代表者 日詰 正文

令和 7（2025）年 5 月

目 次

I. 総括研究報告

 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査・・・ 1

 研究代表者 日誌 正文

II. 資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

III. 研究成果の刊行に関する一覧表・・・・・・・・・・・・・・ 29

別添 3

障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組
推進に向けた調査

総括研究報告書

令和6年度厚生労働行政推進調査費補助金
(障害者政策総合研究事業)

研究課題名(課題番号): 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査
(24GC2001)

研究報告書

研究代表者: 日詰 正文(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

分担研究者: 片桐 公彦(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

曾根 直樹(日本社会事業大学)

野澤 和弘(植草学園大学 発達教育学部)

野村 政子(東都大学 ヒューマンケア学部)

研究要旨

障害者の身体拘束に焦点化した手引き等が十分に普及されていない現状を鑑み、高齢者福祉分野で作成された手引きを参考に、障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止を推進する際に活用できる手引きの作成を目的とした。

文献調査により、日本国内の障害福祉分野における先行研究は、重症心身障害児者に関する実践報告の数が多いことを確認した。アンケート調査により、障害福祉サービス事業所における身体拘束適正化に関する体制整備、課題意識、身体拘束廃止・軽減の取り組みを把握し、ヒアリング調査において好事例の詳細を把握した。

これらの調査により、身体拘束廃止・防止に関して成功体験のある事業所は取り組みを継続し、発展させていることが分かった。手引きおよび好事例集には、調査結果から示唆されたニーズを踏まえ、①強度行動障害の標準的支援、②シーティング技術、③高齢化・重度化への対応、④病院受診への不安を取り除くプレパレーション、⑤ICT機器の導入効果と課題、⑥家族と意見が異なった際の対応に関する内容を含める必要があると考えられた。

分担研究者		三好登志行	佐藤健宗弁護士事務所 弁護士・海事補佐人
片桐公彦	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 客員研究員	吉川 徹	愛知県尾張福祉相談センター 児童専門監
曾根直樹	日本社会事業大学大学院 福祉マネジメント研究科 教授	岡田裕樹	清水基金／国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 客員研究員
野澤和弘	植草学園大学 発達教育学部 教授	佐々木茜	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究課 研究係
野村政子	東都大学 ヒューマンケア学部 教授	清水清康	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 事業企画部事業企画課 課長
研究協力者			
赤川 剛	清瀬育成園 ひだまりの里きよせ 副施設長		

A. 研究目的

障害者の権利利益の擁護に資することを目的に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24

(2012)年に施行されて12年が経過した。しかし、養護者・障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・判断件数は増加傾向にある¹⁾。

こうしたなか、障害者虐待の一類型である身体的虐待のうち、「正当な理由なく障害者の身体を拘束する」身体拘束の廃止・防止に向け、平成30(2018)年に「身体拘束廃止未実施減算」が創設された。同減算は、令和3

(2021)年度報酬改定によって対象が訪問サービスにも拡大され、令和6(2024)年度報酬改定では、施設・居住系サービスへの減算額の見直しが行われた。

同減算創設の効果として、「事業所の意識向上」などが報告されている²⁾。その一方で、厚生労働省による令和5(2023)年度報酬改定検証調査における身体拘束廃止の取組実施状況では、身体拘束適正化委員会が未設置である事業所が13.2%、身体拘束適正化に関する研修等を実施していない事業所が17.1%、身体拘束適正化のための指針等が未作成である事業所が19.7%だったことから³⁾、身体拘束廃止・防止の取組推進は喫緊の課題である。

身体拘束廃止・防止の取組を推進する際に、高齢者福祉分野の取組が参考になる。具体的には、平成12(2000)年度の厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」によって「身体拘束ゼロへの手引き」が作成された。その後法改正等を踏まえ令和6(2024)年に改訂版「介護施設・事業所等で働く方々への身体

拘束廃止・防止の手引き(以下、「ゼロへの手引き」という。))が作成され、広く周知された⁴⁾。

障害者福祉分野では、同じく厚生労働省による障害者虐待の手引きにおいて身体拘束に関する言及があるものの^{5) 6)}、身体拘束に焦点化した手引きの普及は十分ではない。

そこで本研究では、高齢者福祉分野の手引きを参考に、障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止に関する現状や課題等の把握と身体拘束廃止の好事例収集を行い、調査結果を反映させた身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた手引きを作成するとともに、普及・啓発を促進するための研修資料の作成を目的とした。

令和6(2024)年度は、身体拘束に関する国内外の知見を収集し、全国の自治体・事業所等における身体拘束廃止・防止に関する現状を調査したうえで、手引き・事例集の素案作成を目的とした。

B. 研究方法

令和6(2024)年度は、以下の調査を実施した。

(1) 検討会の設置

- 研究代表者、分担研究者、研究協力者、オブザーバーによって構成される検討会を設置した。
- 令和6(2024)年度は検討会を3回開催し、本研究で想定する身体拘束の具体的な行為、調査内容等を検討した。

(2) 文献調査

- 調査方法：J-stageを用いて文献収集を行い、内容を概観した。

(3) アンケート調査

ア. 自治体調査

- 調査対象：全都道府県・市町村を対象とした(1,765自治体)。

- 調査時期：令和 6（2024）年 10 月 1～18 日に実施した。なお、期限を過ぎた回答も有効とした。
- 調査方法：Microsoft forms を用いたウェブアンケートを実施した。
- 調査内容：①自治体情報（自治体名、回答部署名、回答者名、メールアドレス、電話番号）、②自治体において、過去 3 年間に障害者虐待と判断した事案のうち、身体拘束について改善指導を行った事案の有無（ある場合は事案の概要及び改善指導方法）、③自治体が身体拘束廃止・防止のために実施している取り組み（委託事業を含む）の有無（ある場合は取組の内容）（資料 1）

イ．事業所調査（予備調査）

- 調査対象：施設入所支援、共同生活援助、居宅介護、生活介護、療養介護、放課後等デイサービス、児童発達支援（*）、福祉型障害児入所施設（*）の全事業所を対象とした。
- 調査時期：令和 6（2024）年 10 月 1～18 日に調査を実施した（*は追加調査として 2024 年 11 月 7～22 日を調査期間とした）。なお、期限を過ぎた回答も有効とした。
- 調査方法：Microsoft forms を用いたウェブアンケートを実施した。依頼文およびアンケートフォーム情報を自治体の所管部署に送付し、自治体を通して対象事業所に周知した。
- 調査内容：①回答事業所情報（事業所所在都道府県、事業所名、法人名、事業所で提供する主たるサービス名、メールアドレス、電話番号）、②検討会で定めた「本研究で想定する身体拘束等事項（表 1）」のうちいずれかを実施している利用者があり、かつその身体拘束について廃

止・軽減のための取り組みをしている事例の有無（資料 2）。

ウ．事業所調査（本調査）

- 調査対象：予備調査において、「本研究で想定する身体拘束等事項（表 1）」のうちいずれかを実施している利用者があり、かつその身体拘束について廃止・軽減が「ある」もしくは「廃止・軽減は達成していないが、現在取り組んでいる事例がある」と回答した障害福祉サービス事業所を対象とした。
- 調査時期：令和 6（2024）年 12 月 19 日～令和 7（2025）年 1 月 24 日
- 調査方法：電子メール方式によるアンケート調査を実施した。予備調査で収集したメールアドレス宛に調査票を送付した。
- 調査内容：①回答者情報（事業所名、法人名、回答者氏名、回答者職名、電話番号、メールアドレス）、②対象事業所の情報（提供サービス種別、利用者数、職員数等）、③身体拘束適正化の体制整備状況（身体拘束適正化委員会の設置・運営状況、身体拘束適正化に関する指針の制定状況、身体拘束適正化に関する研修の開催状況）④「本研究で想定する身体拘束等事項」17 項目それぞれについて、実施している利用者の実人数、⑤現在、身体拘束と判断していないものの、身体拘束に該当するのではないかと迷っている支援上の行為や環境設定、⑦身体拘束適正化の取組に関する課題、⑧身体拘束廃止・軽減を達成した、もしくは現在取り組んでいる個別事例個票（該当利用者の状態像、身体拘束の具体的な状況、身体拘束廃止・軽減のプロセス、該当利用者および支援者が得られた効果）。個別事例について、該当する事例が複数ある

場合は最大 5 事例を抽出して回答するよう依頼した（資料 3）。

(4) ヒアリング調査

- 調査対象：有識者から推薦され、かつ研究協力同意が得られた障害福祉サービス事業所 3 事業所（抽出）を対象とした。
- 調査時期：令和 7（2025）年 1 月～2 月
- 調査方法：訪問によるヒアリング調査を実施した。
- 調査内容：①身体拘束廃止・軽減を達成した個別事例および事業所の取組の詳細、②身体拘束適正化に関する委員会等の設置・運営状況 等

【倫理面への配慮】

調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た（承認番号 06-09-01）。

C. 研究結果

(1) 検討会の設置

検討会において、「ゼロへの手引き」で例示されている身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為を踏襲しつつ、本研究で対象とする障害者の身体拘束の具体的な事項を、「本研究で想定する身体拘束等事項」として表 1 のとおり定めた。

表 1. 本研究で想定する身体拘束等事項

①	徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
②	転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
③	車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
④	立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する

⑤	自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
⑥	他者への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
⑦	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
⑧	点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
⑨	脱衣や不潔行為を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
⑩	日中も傾眠傾向になるほど、定期薬および頓服薬の使用が続いているが、職員間で減量の検討をしていない
⑪	日中も傾眠傾向になるほど、定期薬および頓服薬の使用が続いているが、医師に処方改善を相談していない
⑫	職員体制が整っている時間帯においても、利用者が自由に出入りできないように玄関やユニット等の出入り口を施錠している
⑬	パニック等の行動が起きた時に、居室等に隔離する
⑭	頭を柱等にぶつける、自分の体を傷つけるなどの自傷を繰り返しているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている
⑮	他者を叩く、噛むなどの他害を繰り返しているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている
⑯	公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出そうとする状況が繰り返されているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている
⑰	その他、上記の項目以外で、事業所で身体拘束等として判断し、廃止もしくは軽減に取り組んだ事項

(2) 文献調査

J-stage を用いて、「障害者×身体拘束」等をキーワードに文献収集を行った（資料 4）。内容を概観すると、重症心身障害児者病棟における看護実践や看護師の価値観等に関する先行研究が多く見られるが、障害福祉サービス事業所を対象とした身体拘束に関する先行研究は、厚生労働省による障害福祉サービス等報酬改定検証調査³⁾のほかは行われていないことがうかがえた。

また、重症心身障害児者に関する先行研究で取り扱われている身体拘束の具体的な行為は、体幹や四肢をベッドや車いすにひも等で縛る、手指機能を制限するミトンの使用などが多く取り扱われていた。

本研究では、向精神薬によって過剰に行動を抑制することも身体拘束に含めているが、障害者に対する向精神薬の過剰服用を取り扱った国内の先行研究は、田中・會田・平野（2006）が強度行動障害のある入院患者において、行動障害が重度なほど多剤併用になりやすく、薬剤使用量が多い行動障害は粗暴性であったと指摘しているが⁷⁾、入所施設や地域で生活している障害者の向精神薬による行動抑制に言及している先行研究は管見の限り存在しなかった。

一方、海外では、イギリスにおいて自閉症者への薬の過剰投与を止めるためのプロジェクト「STOMP」があることが分かった⁸⁾。

また、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待において、被虐待者のうち知的障害者が最も多く、なかでも行動障害のある者が虐待の被害に遭いやすいことが分かっている¹⁾。日本行動分析学会による「強度行動障害に関する支援ガイドライン」（2024）においても、強度行動障害のある人の虐待リスクを指摘したうえで、危険な飛び出しや他害に対する緊急的な制止などの身体拘束には、副次的な望ましくない作用が伴うとしていた⁹⁾。

（3）アンケート調査

ア．自治体調査

936 自治体より回答を得た（回収率 53.0%）。

過去 3 年間のうち身体拘束について改善指導を行った事案が「ある」と回答した自治体は 76 自治体（8.1%）、「ない」と回答した自治体は 860 自治体だった（91.9%）。身体拘束で改善指導を行った事案があると回答した自治体のうち、改善指導の方法を自由記述でたずねたところ、「改善報告書の提出」「研修の開催」「文書指導」「個別支援計画の見直し」「外部専門家の活用」に分類された。

自治体が障害者施設等における身体拘束廃止・防止のために実施している取り組み（委託事業含む）が、「ある」回答した自治体は 209 自治体（22.3%）、「ない」と回答した自治体は 727 自治体（77.7%）だった。自治体が行っている取組の内容を自由記述でたずねたところ、「研修会の実施」「集団指導を通じた普及」「自立支援協議会で勉強会・意見交換会等を実施する」「情報提供と啓発活動」「外部研修の参加」「相談対応」に分類された。

イ．事業所調査（予備調査）

21,529 事業所から回答を得た。「本研究で想定する身体拘束等事項 17 項目」のいずれかを実施している利用者があり、かつ身体拘束廃止・軽減に取り組んだ事例について、「ある」と回答した事業所は 2,181 事業所（10.1%）、「廃止・軽減は達成していないが、取り組んでいる事例がある」と回答した事業所は 2,242 事業所（10.4%）、「ない」と回答した事業所が 17,106 事業所（79.5%）だった。

各事業別の回答状況は、図 1 のとおりだった。

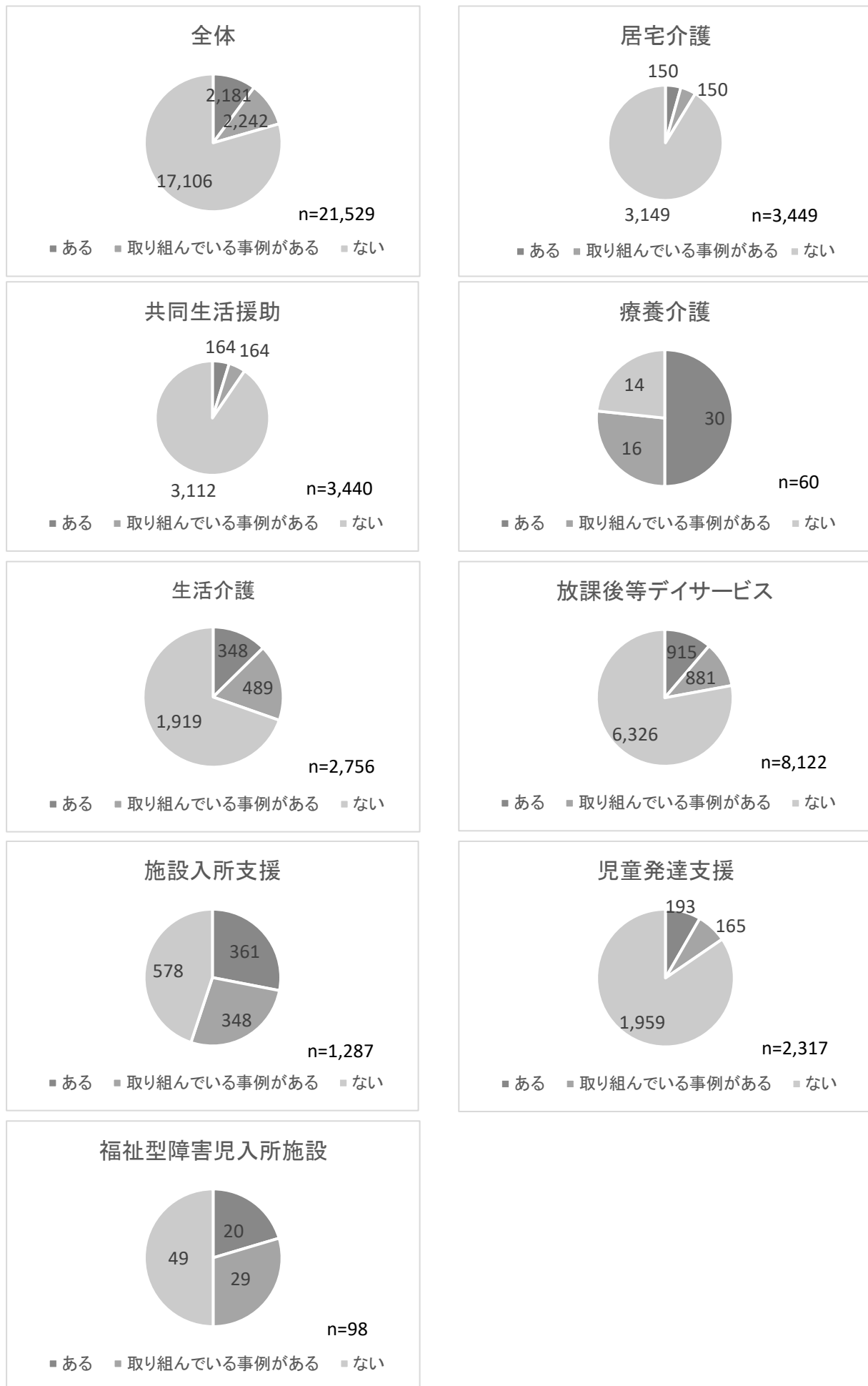


図1 事業所調査 サービス種別回答状況

予備調査で収集したメールアドレスの不備により、メールが不着となった事業所を除いた 4,198 事業所を対象とし、1,090 事業所から回答を得た（回収率 26.0%）。

身体拘束の体制整備状況について、身体拘束適正化に関する研修を開催していない事業所が 5.4%あった。このうち、今後の開催予定はないと回答した事業所は 7.6%あった。研修開催にあたっての課題は、「研修時間が確保できない」が 33.7%、「研修講師を担える人材がない」28.9%、「研修開催に関するノウハウがない」21.7%、「その他」15.7%だった。

現在身体拘束として判断していないが、身体拘束に該当するのではないかと迷っている行為に関する自由記述内容を分類したところ、①玄関・ユニットの施錠（安全配慮との兼ね合い）、②隔離・別室への誘導・他利用者と引き離す行為（安全配慮との兼ね合い）、③支援者の体を使って行動を止める行為、④支援者と手をつないで移動する行為、⑤感染症発生時の対策、⑥送迎中のシートベルトおよびシートベルトをロックする器具の使用、⑦受診・散髪時に体を押さえる行為が抽出された。

身体拘束廃止の取組を進める際の課題に関する自由記述内容を分類したところ、「判断の難しさ」「人員不足」「職員の認識とスキルの差」「施設のハード面の整備」「利用者家族の理解と協力」「安全と自由のバランスを担保すること」が抽出された。

(4) ヒアリング調査

3 事業所に対して実施した。対象事業所の概要は表 2 のとおりだった。

対象事業所における身体拘束廃止について、下記の事項が共通していた。

- 身体拘束廃止の取り組みを組織的に進めるうえで、トップダウンでの推進だけではなく、現場職員のチャレンジしたい意

欲を管理職やトップが後押しする姿勢があった。

- 対象者の状態を個別にアセスメントしたうえで試行期間を設け、「やってみて問題が起きたら戻そう」と柔軟な姿勢をとることで職員の不安を減少させていた。
- 身体拘束を推進するにあたり、カメラ・センサー等の ICT 機器が有効に機能していた。
- 身体拘束を廃止・軽減させた後、身体拘束をしなかったことに起因する事故は発生していなかった。

表 2. ヒアリング調査対象事業所

事業所	サービス	調査で把握した身体拘束
	種別	廃止・防止の取組
A 事業所	施設入所	・ 自治体独自の人権擁護委員会活動
	支援	・ 強度行動障害のある利用者の個室施錠解除
B 事業所	施設入所	・ 強度行動障害のある利用者の鎮静薬使用の減少
	支援	・ 強度行動障害のある利用者の個室施錠解除
C 事業所	療養介護	・ 高柵ベッドの廃止
		・ ベッド柵使用数の減少

D. 考察

本研究は、障害者施設等における身体拘束廃止・防止の取組のための手引き作成を目的とした。手引き作成にあたり、国内外における障害者の身体拘束に関する先行研究の情報収集及び国内の障害福祉サービス事業所への調査を行った。

文献調査からは、障害者に対する身体拘束の先行研究は重症心身障害児者に対する身体拘束に集中していることが分かった。一方、小川（2022）は、障害福祉従事者が行動障害のある自閉スペクトラム症支援について感じる困難のなかに、「自傷行為の制止が身体拘束に該当するか」という不安や戸惑いがあり、「身体拘束に該当しない行動の制止方法」に

についてニーズがあると指摘しており¹⁰⁾、本研究はこの指摘と合致する結果となった。

障害福祉サービス事業所を対象とするアンケート調査からは、身体拘束に該当するのではないかと迷う行為が抽出された。このうち、ベルト着用については、「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き」でシーティングについて言及しており⁶⁾、専門職と連携し、個別にアセスメントでできる体制が必要と考えられた。受診時に体を押さえる行為については、代替性の検討を個別に行うことが必要と考えられる。医療機関を受診し適切な医療行為を受けることは生涯必要であり、健康を支援するうえでも欠かせないものである。よって、身体拘束によって対処するだけではなく一連の医療行為を適切に受けられるように支援することも必要と考えられる。医療行為を適切に受けられるためには、小児医療の領域で積極的に行われている「プレパレーション」を障害福祉でも取り入れることが重要と考えられる¹¹⁾。

このように、本研究で作成する手引きには、障害福祉サービス従事者の迷いの解決に資する項目を掲載することが必要である。今年度の調査により、手引きに掲載する事項案として、①強度行動障害の標準的支援、②シーティング技術、③高齢化への対応、④受診に対する不安を取り除くプレパレーション、⑤ICT 機器の導入効果と課題、⑥家族と意見が異なった際の対応に関する内容が見出された。

ヒアリング調査からは、身体拘束廃止・防止にあたって、成功体験のある事業所は複数の利用者に取り組みを発展させていることがわかった。好事例および廃止・防止のポイントを周知することで、身体拘束廃止・防止に取り組む事業所が増えていくことが期待される。

本年度把握した好事例は入所系事業所が中心であったため、次年度は訪問系や通所系の事業所における好事例収集を継続する。

E. 結論

本研究では、障害福祉サービス事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進のための手引き作成を目的とした。

2年計画1年目である令和6（2024）年度は、文献調査によって、我が国において障害福祉分野における身体拘束に関する先行研究の数は重症心身障害児者に対する内容に集中しており、障害福祉サービス事業所が参考となる事例が広く共有されていない状況が確認できた。

アンケート調査によって、障害福祉サービス事業所の身体拘束に関する課題意識および好事例を収集し、ヒアリング調査によって好事例の詳細を把握した。

【文献】

- 1) 厚生労働省（2025）：令和6年度「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」報告書，
<https://www.mhlw.go.jp/content/001469011.pdf>（2025年5月4日最終閲覧）
- 2) 三井UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（2020）：令和元年障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等における身体拘束等に関する実態調査」報告書，
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654289.pdf>（2025年5月4日最終閲覧）
- 3) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部（2024）：令和5年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果報告書，p. 143-157，
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001285838.pdf>（2025年5月4日最終閲覧）

- 4) 厚生労働省 (2024) : 令和 5 年度老人保健健康増進事業「介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業」,
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf> (2025 年 5 月 4 日最終閲覧)
- 5) 厚生労働省 (2018) 市町村・都道府県における 障害者虐待防止と対応の手引き,
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/000211202.pdf>. (2025 年 5 月 4 日最終閲覧)
- 6) 厚生労働省 (2020) : 障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き,
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654199.pdf>. (2025 年 5 月 4 日最終閲覧)
- 7) 田中恭子・會田千重・平野誠 (2006) : 強度行動障害の医学的背景と薬物治療に関する検討, 脳と発達, 38 巻, p. 19-24.
- 8) Royal College of Psychiatrists
(2021) : Stopping the over medication of people with intellectual disability, autism or both (STOMP) and supporting treatment and appropriate medication in paediatrics (STAMP) August 2021
POSITION STATEMENT
https://www.rcpsych.ac.uk/docs/default-source/improving-care/better-mh-policy/position-statements/position-statement-ps0521-stomp-stamp.pdf?sfvrsn=684d09b3_8 (2025 年 5 月 4 日最終閲覧)
- 9) 一般社団法人日本行動分析学会 強度行動障害に関する支援ガイドライン作成委員会
(2024) : 強度行動障害に関する支援ガイドライン, 行動分析学研究, 38 巻, 2 号, p. 141-147,
- 10) 小川 博敬 (2022) : 障害福祉従事者が認識している行動障害のある自閉スペクトラム症支援の困難さ, 自閉症スペクトラム研究, 20 巻, 1 号, p. 55-63.
- 11) 田中恭子 (2009) : プレパレーションの 5 段階について, 小児保健研究, 第 68 巻第 2 号, p. 173-176.

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

資 料

資料 1. アンケート調査（自治体調査）内容

資料 2. アンケート調査（事業所予備調査）内容

資料 3. アンケート調査（事業所本調査）内容

資料 4. 文献一覧

資料 5. 用語集

資料Ⅰ. アンケート調査(自治体調査)調査票

障害福祉サービス事業所における身体拘束等に関する実態調査【自治体】

- ・ このアンケート調査は、令和 6 年度厚生労働行政推進事業費補助金「障害者福祉施設等における身体拘束防止・防止の取組推進に向けた調査」を受けて行うものです。
- ・ 本調査事業の目的は、障害福祉サービス事業所における身体拘束等の現状および好事例を把握し、障害者福祉施設等が身体拘束等の廃止・防止に関する取組推進について検討するための基礎資料を作成することです。
- ・ このアンケート調査の対象は、全国の都道府県および市町村の障害福祉所管部署です。
- ・ このアンケート調査への協力は任意です。調査に回答しなくても、不利な扱いを受けることはありません。
- ・ 回答結果はすべて統計的に処理し、自治体や個人が特定されない形でデータの処理・保存、成果の公表を行います。
- ・ アンケートの回答送信をもって、調査協力に同意いただけたものとみなします。
- ・ この調査に関してご不明な点は、下記の問い合わせフォームからお問い合わせください(回答までお時間がかかることをご了承ください。)
- ・ 問い合わせフォーム: <https://forms.office.com/r/a8bXrSjw94>
- ・ 回答送信後、回答内容の編集はできませんのでご了承ください。

*必須

(1) 自治体情報についてご回答ください。

1. 自治体名をご記入ください。* (自由記述) ()
2. 部署名をご記入ください。* (自由記述) ()
3. 回答者の氏名をご記入ください。* (自由記述) ()
4. メールアドレスをご記入下さい。(半角英数字)* (自由記述) ... ()
5. 電話番号をご記入ください。(半角数字)* (自由記述) ()

(2) 貴自治体における、身体拘束等事案に対する対応についてご回答ください。

6. 貴自治体において、過去 3 年間に障害者虐待と判断した事案のうち、身体拘束について改善指導を行った事案がありますか。* (ひとつ選択) (ある ・ ない)
7. 「ある」を選択した場合、改善指導を行った事案の概要をご記入ください。※個人名、事業所名など、個人や事業所を特定できる情報は記載しないでください。(自由記述)
..... ()
8. 「ある」を選択した場合、改善指導の方法をご記入ください。(自由記述)
..... ()

(3) 貴自治体における、障害者福祉施設従事者等による身体拘束等の廃止・防止に関する取り組みについてご回答ください。

9. 貴自治体が障害者福祉施設従事者等による身体拘束等の廃止・防止推進のために実施している取り組みはありますか。(例:身体拘束廃止に関する勉強会の開催 等)※委託事業も含みます。* (ひとつ選択) (ある ・ ない)

10. 「ある」を選択した場合、取り組みの内容をご記入ください。(自由記述)
..... ()

アンケート調査は以上です。
ご協力ありがとうございました。

資料 2. アンケート調査（事業所調査（予備調査））調査票

障害福祉サービス事業所における身体拘束等に関する実態調査【福祉サービス事業所：1次調査】

- ・ このアンケート調査は、令和6年度厚生労働行政推進事業費補助金「障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査」を受けて行うものです。
- ・ 本調査事業の目的は、障害福祉サービス事業所における身体拘束等の現状および好事例を把握し、障害者福祉施設等が身体拘束等の廃止・防止に関する取組推進について検討するための基礎資料を作成することです。
- ・ このアンケート調査の対象は、全国の施設入所支援、共同生活援助、居宅介護、生活介護、放課後等デイサービス、療養介護、福祉型障害児入所施設、児童発達支援を提供する全事業所です。
- ・ このアンケート調査は、2次調査にご協力いただける事業所を検討するためのものです。
- ・ このアンケート調査への協力は任意です。調査に回答しなくても、事業所が不利な扱いを受けることはありません。
- ・ 回答結果はすべて統計的に処理し、事業所や個人が特定されない形でデータの処理・保存、成果の公表を行います。
- ・ アンケートの回答送信をもって、調査協力に同意いただけたものとみなします。
- ・ この調査に関してご不明な点は、下記の問い合わせフォームからお問い合わせください（回答までお時間がかかることをご了承ください。）
- ・ 問い合わせフォーム：<https://forms.office.com/r/Abfgx8LfMW>
- ・ 回答送信後、回答内容の編集はできませんのでご了承ください。

*必須

1. 事業所所在地を選択してください。*（ひとつ選択）
2. 事業所名をご記入ください。*（自由記述）
3. 法人名をご記入ください。*（自由記述）
4. 貴事業所で提供する主たるサービス名を選択してください（※「施設入所支援」と「生活介護」両方を提供している場合は、「施設入所支援」を選択してください）。*（ひとつ選択）
5. メールアドレスをご記入ください。（半角英数字）※2次調査をご依頼する場合に使用します。
*（自由記述）
6. 電話番号をご記入ください。（半角数字）※2次調査をご依頼する場合に使用します。*（自由記述）
7. 貴事業所において、下記の「本研究で想定する身体拘束等事項17項目」のうちいずれかを実施している利用者があり、かつ、それらの身体拘束を廃止もしくは軽減できた事例はありますか。*（ひとつ選択）……（ある・廃止・軽減は達成していないが、廃止・軽減に向けて現在取り組んでいる事例がある・ない）

本調査で想定する身体拘束等項目

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- ④ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する
- ⑤ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- ⑥ 他者への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑦ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑧ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑨ 脱衣や不潔行為を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑩ 日中も傾眠傾向になるほど、定期薬および頓服薬の使用が続いているが、職員間で減量の検討をしていない
- ⑪ 日中も傾眠傾向になるほど、定期薬および頓服薬の使用が続いているが、医師に処方の変更を相談していない
- ⑫ 職員体制が整っている時間帯においても、利用者が自由に出入りできないように玄関やユニット等の出入り口を施錠している
- ⑬ パニック等の行動が起きた時に、居室等に隔離する
- ⑭ 頭を柱等にぶつける、自分の体を傷つけるなどの自傷を繰り返しているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている
- ⑮ 他者を叩く、噛むなどの他害を繰り返しているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている
- ⑯ 公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出そうとする状況が繰り返されているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている
- ⑰ その他、上記の項目以外で、事業所で身体拘束等として判断し、廃止もしくは軽減に取り組んだ事項

アンケート調査は以上です。
ご協力ありがとうございました。

資料3. アンケート調査（事業所調査（本調査））調査票

令和6年度厚生労働行政推進事業費補助金
障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査

身体拘束に関する体制整備等アンケート

障害福祉サービス事業所における身体拘束廃止・軽減の取組に関する実態調査（2次調査）

- ・ 本調査は、【身体拘束に関する体制整備等アンケート】と【身体拘束を廃止・軽減の取組を行った／行っている事例個票】で構成されています。
- ・ このシートは、【身体拘束に関する体制整備等アンケート】です。
- ・ 回答は、令和6(2024)年11月1日現在の状況についてお答えください。
- ・ 想定される回答者は、【身体拘束に関する体制整備等アンケート】は虐待防止担当者等、【身体拘束を廃止・軽減の取組を行った／行っている事例個票】は当該事例の支援に関わった方(サービス管理責任者等)です。
- ・ 【身体拘束を廃止・軽減の取組を行った／行っている事例個票】は、あてはまる事例が複数ある場合は、最大5事例を抽出し、【事例個票1】～【事例個票5】を用いてご回答ください。
- ・ 回答は電子メールで返信をお願いいたします。 回答送信先： kenkyuu02@nozomi.go.jp

■回答者情報

事業所名		法人名		電話番号	
回答者氏名		回答者職名		メールアドレス	

A. 貴事業所の情報についてご回答ください。

問1. 貴事業所の主たる提供サービス種別を教えてください。(1つ選択)

- ☐ 居宅介護
- ☐ 生活介護
- ☐ 共同生活援助
- ☐ 放課後等デイサービス
- ☐ 重度訪問介護
- ☐ 療養介護
- ☐ 施設入所支援
- ☐ 児童発達支援
- ☐ 児童発達支援(居宅訪問型)
- ☐ 福祉型障害児入所施設

問2. 貴法人で併設するサービス種別をすべて選択してください(複数選択)。

- ☐ 居宅介護
- ☐ 短期入所
- ☐ 自立生活援助
- ☐ 自立訓練(機能訓練)
- ☐ 児童発達支援センター
- ☐ 重度訪問介護
- ☐ 療養介護
- ☐ 共同生活援助
- ☐ 自立訓練(生活訓練)
- ☐ 児童発達支援
- ☐ 同行援護
- ☐ 生活介護
- ☐ 計画相談支援
- ☐ 就労移行支援
- ☐ 児童発達支援(居宅訪問型)
- ☐ 行動援護
- ☐ 施設入所支援
- ☐ 障害児相談支援
- ☐ 就労継続支援A型
- ☐ 放課後等デイサービス
- ☐ 重度障害者等包括支
- ☐ 地域移行支援
- ☐ 就労継続支援B型
- ☐ 保育所等訪問支援
- ☐ 就労定着支援
- ☐ 障害児入所施設

問3. 貴事業所の利用者数を教えてください。(令和6年11月1日時点)

定員 人 現員 人

問4. 問3「現員」について、主たる障害種別の内訳を教えてください。

知的障害 人 身体障害 人 精神障害 人 難病 人

問5. 問3の現員のうち、下記に該当する利用者の人数を教えてください(重複可)。

強度行動障害障害児・者(※1) 人 重症心身障害児・者 人 医療的ケアを要する児・者 人
その他①(※2) 人 その他②(※3) 人 人

※1 本調査において、強度行動障害とは、行動関連項目の点数が10点以上の児・者と定義します。

※2 その他①の内容(自由記載) ※3 その他②の内容(自由記載)

問6. 貴事業所の職員数を教えてください。(サービス管理責任者・看護師・専門職を含む)

常勤職員 人 非常勤職員 人

問7. 貴事業所の職員のうち、下記の資格を保有する者の人数をお答えください(重複可)。

社会福祉士 人 介護福祉士 人 精神保健福祉士 人 保育士 人
看護師 人

B. 貴事業所における身体拘束適正化の体制整備についてお答えください。

問8. 身体拘束適正化に関する委員会(以下、適正化委員会という)は設置していますか。

- ☐ 設置している ⇒ 以下の①～⑥にお答えください。
☐ 設置していない ⇒ 以下の⑦～⑧にお答えください。

① 適正化委員会の設置形式についてお答えください。

- ☐ 法人単位で設置 ☐ 事業所単位で設置

② 虐待防止委員会との関係についてお答えください。

- ☐ 虐待防止委員会と一体的に設置・運営 ☐ 身体拘束適正化に特化して設置・運営

③ 適正化委員会の開催頻度について、最も近いものをお答えください。

- ☐ 年1回 ☐ 6か月に1回 ☐ 3か月に1回 ☐ 毎月 ☐ 不定期 ☐ その他

④ 適正化委員会の構成について、委員に含まれる職種をすべて選択してください(複数選択)。

- ☐ 法人の長 ☐ 法人の役員 ☐ 事業所の長 ☐ サービス管理責任者 ☐ 一般職員

- ☐ 内部専門職 (資格等を記入)

- ☐ 外部有識者等 (職業等を記入)

⑤ ④のうち、適正化委員会の委員長の職種をお答えください(ひとつ選択)。

- ☐ 法人の長 ☐ 法人の役員 ☐ 事業所の長 ☐ サービス管理責任者 ☐ 一般職員

- ☐ 内部専門職 (資格等を記入)

- ☐ 外部有識者等 (職業等を記入)

⑥ 適正化委員会での検討内容について、あてはまる選択肢をすべてお答えください(複数選択)。

- ☐ 報告様式の整備 ☐ 現場からの報告の集計、分析
☐ 個別事例の適正性と廃止へ向けた方策の検討 ☐ 検討結果の従業員への周知徹底
☐ 廃止へ向けた方策の効果検証
☐ その他 (自由記載)

⑦ 適正化委員会の設置について、今後の予定をお答えください(ひとつ選択)。

- ☐ 今年度中に設置予定 ☐ 時期は未定だが設置予定

- ☐ 設置予定なし (理由)

- ☐ その他 (自由記載)

⑧ 適正化委員会の設置を検討する際、課題となっている事項について、あてはまる選択肢をすべてお答えください(複数選択)。

- ☐ 職員体制に余裕がない ☐ 委員会設置・運営のノウハウがない ☐ 設置の必要性を感じない

- ☐ その他 (自由記載)

問9. 身体拘束適正化に関する指針(以下、指針という)は制定していますか(ひとつ選択)。

- ☐ 制定している ⇒ 以下の①～②にお答えください。
☐ 制定していない ⇒ 以下の③～④にお答えください。

① 指針制定の形式をお答えください(ひとつ選択)。

- ☐ 法人単位で制定 ☐ 事業所単位で制定 ☐ 法人・事業所両方で制定

② 虐待防止に関する指針との関係についてお答えください(ひとつ選択)。

- ☐ 「虐待防止に関する指針」に含んで制定 ☐ 身体拘束適正化に特化して制定

③ 指針の制定について、今後の予定をお答えください(ひとつ選択)。

- ☐ 今年度中に制定予定 ☐ 時期は未定だが制定予定

- ☐ 制定予定なし (理由)

- ☐ その他 (自由記載)

④ 指針制定に関して、課題となっている事項について、あてはまる選択肢をすべてお答えください(複数選択)。

- ☐ 職員体制に余裕がない ☐ 指針制定に関するノウハウがない ☐ 制定の必要性を感じない

- ☐ その他 (自由記載)

問10. 身体拘束適正化に関する研修(以下、研修という)を開催していますか(ひとつ選択)。

☐ 開催している

⇒ 以下の ①～④ にお答えください。

☐ 開催していない

⇒ 以下の ⑤～⑥ にお答えください。

① 研修の開催方法についてお答えください(ひとつ選択)。

☐ 虐待防止研修等と一体的に開催

☐ 身体拘束適正化に特化して開催

☐ その他 (自由記載)

② 研修の開催頻度をお答えください(ひとつ選択)。

☐ 年1回

☐ 6か月に1回

☐ 3か月に1回

☐ 毎月

☐ 不定期

☐ その他

③ 研修の開催形式と方法についてお答えください(ひとつ選択)。

(開催方法)

☐ 対面開催

☐ オンライン開催

☐ Off-JT(外部への研修等)への派遣

☐ その他

(研修内容)

☐ 講義

☐ 講義と演習(グループワークなど)

☐ その他

④ 研修講師の人選についてお答えください(ひとつ選択)。

☐ 内部人材 (具体的な職種)

☐ 外部人材 (具体的な職種)

⑤ 研修について、今後の開催予定をお答えください(ひとつ選択)。

☐ 今年度中に開催予定

☐ 時期は未定だが開催予定

☐ 開催予定なし (理由)

☐ その他 (自由記載)

⑥ 研修開催にあたって課題となっている事項について、あてはまる選択肢をすべてお答えください(複数選択)。

☐ 研修講師を担える人材がない

☐ 研修開催に関するノウハウがない

☐ 研修時間が確保できない

☐ その他 (自由記載)

C. 身体拘束の現状・身体拘束廃止・防止の取組についてお答えください。

問11. やむを得ず身体拘束を行っている利用者の実人数をお答えください。

人

⇒ このうち、強度行動障害児・者の数

人

人

⇒ このうち、肢体不自由児・者の数

人人

⇒ このうち、重症心身障害児・者の数

人

⇒ このうち、医療的ケアを要する児・者の数

問12. 問11の利用者について、下記にある「本研究で想定する身体拘束に該当する事項」それぞれについて実施している実人数についてお答えください(重複可)。

本研究で想定する身体拘束等事項	実人数
① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	人
② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	人
③ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける	人
④ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する	人
⑤ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む	人
⑥ 他者への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る	人
⑦ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る	人
⑧ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける	人
⑨ 脱衣や不潔行為を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる	人
⑩ 日中も傾眠傾向になるほど、定期薬および頓服薬の使用が続いているが、職員間で減量の検討をしていない	人
⑪ 日中も傾眠傾向になるほど、定期薬および頓服薬の使用が続いているが、医師に処方の変更を相談していない	人
⑫ 職員体制が整っている時間帯においても、利用者が自由に出入りできないように玄関やユニット等の出入り口を施錠している	人
⑬ パニック等の行動が起きた時に、居室等に隔離する	人
⑭ 頭を柱などにぶつける、自分の体を傷つけるなどの自傷を繰り返しているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている	人
⑮ 他者を叩く、噛むなどの他害を繰り返しているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている	人
⑯ 公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出そうとする状況が繰り返されているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている	人
⑰ その他、上記の項目以外で、事業所で身体拘束等として判断し、廃止もしくは軽減に取り組んだ事項(下記に内容を自由記載)	人
(⑰自由記載)	

問13. 現在、身体拘束と判断してはいないものの、身体拘束に該当するのではないかと迷っている支援上の行為や環境設定についてお答えください(自由記載)。

問14. 貴事業所において身体拘束廃止や軽減に取り組む際に課題となっていることや懸念されることがありましたら、ご自由にお書きください(自由記載)。

D.ヒアリング調査の協力可否

貴事業所の身体拘束適正化に関する取組みや、身体拘束廃止・軽減を行った事例について、ヒアリング調査を予定しています。

ヒアリング調査のご協力可否についてお答えください。

☐ 可 ☐ 否

身体拘束に関する体制整備等アンケートは以上です。

障害福祉サービス事業所における身体拘束廃止・軽減の取組に関する実態調査(2次調査)

- 本調査は、【身体拘束に関する体制整備等アンケート】と【身体拘束を廃止・軽減の取組を行った／行っている事例個票】で構成されています。
- このシートは、【身体拘束を廃止・軽減の取組を行った／行っている事例個票】です。
- 回答は、令和6(2024)年11月1日現在の状況についてお答えください。
- 【身体拘束を廃止・軽減の取組を行った／行っている事例個票】について、あてはまる事例が複数ある場合は、最大5事例を抽出し、【事例個票1】～【事例個票5】を用いてご回答ください。
- 1事例につき、1シートずつご記入ください。
- 回答は電子メールで返信をお願いいたします。 回答送信先： kenkyuu02@nozomi.go.jp

■回答者情報

事業所名		法人名		電話番号	
回答者氏名		回答者職名		メールアドレス	

A.身体拘束廃止・防止を達成した／達成に向けて取り組んでいる事例について

問1. 利用者情報についてお答えください。

年代		歳代	性別	☐ 男性	☐ 女性	主な障害種別	☐ 知的障害	☐ 身体障害	☐ 精神障害
あてはまる状態にすべてに チェックを入れてください。			☐ 強度行動障害(※1)	☐ 医療的ケア(※2)		☐ 重症心身障害		☐ 難病	
			☐ 肢体不自由	☐ その他(自由記載)					

※1 行動関連項目の点数 ☐ 10～17点 ☐ 18点以上 ☐ 不明

※2 医療的ケアの内容

B.身体拘束廃止・軽減の取組み開始前の状況について

問2. 事例1の利用者について、身体拘束廃止・軽減の取組み前の身体拘束実施状況について、あてはまるものすべてに✓をつけ、下欄に具体的な状況をお書きください(複数選択)。また、実施していた身体拘束の1日あたりの実施時間をご記入ください。

☒	本研究で想定する身体拘束等事項	1日あたりの実施時間
☐ ① 徘徊しないように、車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る		時間／1日あたり
	(具体的な状況)	
☐ ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る		時間／1日あたり
	(具体的な状況)	
☐ ③ 車いすやベッドから落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける		時間／1日あたり
	(具体的な状況)	
☐ ④ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する		時間／1日あたり
	(具体的な状況)	
☐ ⑤ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む		時間／1日あたり
	(具体的な状況)	
☐ ⑥ 他者への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る		時間／1日あたり
	(具体的な状況)	
☐ ⑦ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る		時間／1日あたり
	(具体的な状況)	
☐ ⑧ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける		時間／1日あたり
	(具体的な状況)	

☐ ⑨ 脱衣や不潔行為を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる	時間/1日あたり
(具体的な状況)	
☐ ⑩ 日中も傾眠傾向になるほど、定期薬および頓服薬の使用が続いているが、職員間で減量の検討をしていない	時間/1日あたり
(具体的な状況)	
☐ ⑪ 日中も傾眠傾向になるほど、定期薬および頓服薬の使用が続いているが、医師に処方の改善を相談していない	時間/1日あたり
(具体的な状況)	
☐ ⑫ 職員体制が整っている時間帯においても、利用者が自由に出入りできないように玄関やユニット等の出入り口を施錠している	時間/1日あたり
(具体的な状況)	
☐ ⑬ パニック等の行動が起きた時に、居室等に隔離する	時間/1日あたり
(具体的な状況)	
☐ ⑭ 頭を柱等にぶつける、自分の体を傷つけるなどの自傷を繰り返しているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている	時間/1日あたり
(具体的な状況)	
☐ ⑮ 他者を叩く、噛むなどの他害を繰り返しているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている	時間/1日あたり
(具体的な状況)	
☐ ⑯ 公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出そうとする状況が繰り返されているが、代替手段が見つからず職員の体で静止することをし続けている	時間/1日あたり
(具体的な状況)	
☐ ⑰ その他、上記の項目以外で、事業所で身体拘束等として判断し、廃止もしくは軽減に取り組んだ事項(下記に内容を自由記載)	時間/1日あたり
(⑰自由記載)	

問3. 問2の身体拘束をしていた背景・理由についてお書きください(自由記載)。

C.身体拘束廃止・軽減の取組み開始後について

問4. 問2の身体拘束について、廃止・軽減の取組みを行ったきっかけや検討方法についてお書きください(自由記載)。

問5. 身体拘束廃止・軽減のために変更したこと(支援方法、人員配置、環境設定など)についてお書きください(自由記載)。

問6. 問5のように支援を変更した結果、身体拘束の状況(実施している内容、1日あたりの拘束時間)はどのように変化したかについてお書きください。
取組み途中の事例については、現時点での変化をお書きください。

問7. 身体拘束廃止・軽減のための取組みの過程で課題となったことはありますか。課題となった事項と、課題の解決方法についてお書きください(自由記載)。

問8. 身体拘束廃止・軽減のための取組みの結果、当該利用者にどのような変化がありましたか(自由記載)。

問9. 身体拘束廃止・軽減のための取組みの結果、当該利用者の周囲の利用者(同じユニット等で生活する利用者等)に変化がありましたか(自由記載)。

問10. 身体拘束廃止・軽減のための取組みの結果、事業所および支援者にどのような変化がありましたか(自由記載)。

問11. 身体拘束廃止・軽減のための取組みが進んだ後も、引き続き残っている課題はありますか(自由記載)。

身体拘束を廃止・軽減の取組を行った／行っている事例個票は以上です。
事例が複数ある場合は、事例個票2以降のシートにご記入ください。

資料 4.障害者の身体拘束に関する文献一覧

	著者	タイトル	雑誌名	巻号	頁	発行年
1	佐藤由里栄	重症心身障害児(者)施設における身体拘束に対する意識調査	日本重症心身障害学会誌	40 巻 2 号	p. 312	2015
2	中友千芳子, 清水三花	身体拘束および行動制限の解消へ向けた取り組み	日本重症心身障害学会誌	41 巻 2 号	p. 321	2016
3	福岡麻紀	身体拘束に対する看護師・保育士の意識調査	日本重症心身障害学会誌	44 巻 2 号	p. 372	2019
4	佐久間香子, 小川一枝, 高橋由紀子, 日高美那穂	在宅で過ごす医療的ケア児の身体拘束に対する親の思い	日本重症心身障害学会誌	46 巻 2 号	p. 270	2021
5	佐久間香子, 平本栄己, 横川優子, 小形優子, 鈴木絵美, 高橋由紀子, 小川一枝	在宅における医療的ケア児の身体拘束を見直す	日本重症心身障害学会誌	43 巻 2 号	p. 288	2018
6	齊藤典子	重症心身障害児(者)の身体拘束に関する研究の動向	日本重症心身障害学会誌	44 巻 2 号	p. 371	2019
7	久山裕子, 船木恵美子, 久保田裕子	身体拘束の工夫により重症心身障害者の QOL 向上につなげるための取り組み	日本重症心身障害学会誌	43 巻 2 号	p. 304	2018
8	桐山啓一郎, 松下年子	一般病棟の看護管理者が報告する身体拘束最小化の看護	総合病院精神医学	34 巻 2 号	p. 159-168	2022
9	桑原博道	摂食障害と身体拘束に関する訴訟事例	日本小児科医会会報	65 巻	p. 78-80	2023
10	鈴木みずえ, 鈴木美恵子, 須永訓子, 吉村浩美, 宗像倫子, 森本俊子, 伊藤靖代	急性期病院の看護師が実践する身体拘束の関連要因: 看護師の自己評価調査を用いた分析	日本老年医学会雑誌	56 巻 2 号	p. 146-155	2019

11	桑原博道, 福田梨沙	訴訟の場に顕れる摂食障害の倫理的課題	心身医学	64 巻 3 号	p. 253-263	2024
12	日本集中治療医学会看護部会安全管理小委員会	「ICU における身体拘束 (抑制) ガイドライン」の作成の経緯 —全国 ICU 看護および身体拘束 (抑制) 実態調査を基に—	日本集中治療医学会雑誌	21 巻 6 号	p. 663-668	2014
13	杉山智子, 湯浅美千代, 丸山優	一般病院における高齢患者の家族に対する観点を含んだ身体拘束に関する看護師の認識	医療看護研究	16 巻 1 号	p. 13-20	2019-2020
14	黒木智鶴, 三浦沙織, 新田章子	身体拘束に関する地域在住高齢者の認識と看護師の臨床判断	日本健康医学会雑誌	33 巻 2 号	p. 296-307	2024
15	持永恵, 鈴江良子	重症心身障害者病棟で多職種カンファレンスを通して取り組む身体拘束緩和への効果	日本重症心身障害学会誌	44 巻 2 号	p. 433	2019
16	木之瀬隆	高齢者の車いすシーティング	日本義肢装具学会誌	22 巻 3 号	p. 130-133	2006
17	岩澤敦史, 井上善行	精神科病院における身体拘束の課題と最小化を目指すために必要な要因—国内の文献検討を通して—	日本赤十字看護学会誌	23 巻 1 号	p. 36-45	2022
18	嶋田文枝, 秋山弘美, 森北裕美子	看護師の身体拘束に対する認識の変化	日本重症心身障害学会誌	40 巻 2 号	p. 312	2015
19	船越雅代, 山本成美, 谷口亜紀, 河場由紀子	重症心身障害児 (者) 病棟における身体拘束についての看護師の認識	日本重症心身障害学会誌	40 巻 2 号	p. 246	2015
20	齋藤甚, 鈴木久義	入院患者における身体拘束に関連する要因の検討	日本老年医学会雑誌	56 巻 3 号	p. 283-289	2019
21	下山田洋三, 米山明	重症心身障害児施設および国立病院機構重症心身障害病棟に入所している被虐待児の実態	日本重症心身障害学会誌	44 巻 2 号	p. 372	2019

22	赤坂浩子, 長谷川真澄, 木島輝美	高齢患者のせん妄発症時に身体拘束を回避するための看護師のアセスメントとケアのプロセス	日本看護科学会誌	42 巻	p. 781-789	2022
23	服部洋美, 片山はるみ	特定機能病院の精神科病床における身体拘束に関する毎日の多職種カンファレンスの継続による効果	日本看護科学会誌	41 巻	p. 866-875	2021
24	平谷七美, 森岡典子, 佐々木美樹, 湯本淑江, 緒方泰子	介護保険施設における身体拘束実施の施設要因及び各都道府県の身体拘束実施施設割合の比較	日本看護評価学会誌	8 巻 1 号	p. 11-19	2018
25	田村拓夢, 加茂早百合, 築場理江, 行俊可愛, 新甫知恵, 高橋恵	精神神経科における身体拘束クリニカルパス作成の実際	日本クリニカルパス学会誌	14 巻 2 号	p. 125-130	2012
26	鈴木みずえ, 内藤智義, 富樫千代美, 稲垣圭吾, 金盛琢也, 原田あけみ	ミトン装着低減を目的に Twiddle muff を活用したスタッフの主観的効果と安全性の検討	日本老年医学会雑誌	60 巻 4 号	p. 414-423	2023
27	小林利彦, 川勝純夫, 岡崎博	介護療養型病院における身体拘束廃止への基本指針	医療マネジメント学会雑誌	4 巻 4 号	p. 529-533	2003-2004
28	牧野真弓, 加藤真由美, 正源寺美穂	認知障害高齢者における一般病院看護師の身体拘束の必要性認識の現状および拘束しない転倒予防の実施と影響要因についての多施設間横断研究	日本転倒予防学会誌	8 巻 1 号	p. 25-36	2021
29	奥津康祐	看護師による身体拘束に関する最高裁平成 22 年 1 月 26 日判決以降の民事裁判例動向	日本看護倫理学会誌	6 巻 1 号	p. 61-67	2014
30	柏崎郁子, 佐々木晶世, 碓井瑠衣, 叶谷由佳	看護師による身体拘束に関する最高裁平成 22 年 1 月 26 日判決と一般病床の身体拘束ガイドラインに着目した文献検討	老年看護学	22 巻 1 号	p. 98-106	2017

31	谷本優子, 西本愛, 平井有美, 香川尋子, 藤本俊一郎	急性期病棟における身体抑制適正化への試み	医療マネジメント学会雑誌	6 巻 3 号	p. 564-567	2005-2006
32	永井翔, 榎本明子, 鈴木善博, 坂亮輔, 加藤崇洋, 杉下史紘	バーチャルリアリティによる身体拘束疑似体験教材の開発と教育効果の分析	生涯健康科学ジャーナル	1 巻	p. 3-14	2024
33	菅野真綾, 臼井咲耶, 星美鈴, 吉田香, 叶谷由佳	我が国における一般病床に入院する高齢者に対する身体拘束を予防, 軽減する看護に関するスコーピングレビュー	日本看護研究学会雑誌	44 巻 2 号	p. 2_299-2_308	2021
34	一般社団法人日本障害者歯科学会ガイドライン検討委員会	歯科治療時の身体(体動)抑制法に関する手引き	日本障害者歯科学会雑誌	39 巻 1 号	p. 45-53	2018
35	原瑞恵, 大和田毅, 川村貴子, 及川佳子	在宅ケアの必要な子どもを養育する家族の状況とサポートとの関連	日本重症心身障害学会誌	46 巻 2 号	p. 270	2021
36	佐藤晶子	高齢者の「尊厳」と「安全」を守る	老年看護学	24 巻 1 号	p. 25-31	2019
37	杉本実季	ミトンによる身体拘束に対する職員の知識・意識調査	日本重症心身障害学会誌	42 巻 2 号	p. 213	2017
38	上里政博	脱衣が激しい利用者に行動療法を実施して	日本重症心身障害学会誌	40 巻 2 号	p. 246	2015
39	重田富美子, 若月健一, 花岡奈保美, 由井亜也子, 清水るり子	佐久総合病院老人保健施設における身体拘束廃止の取り組み	日本農村医学会学術総会抄録集	55 巻	p. 29	2006
40	渡邊智子, 齋藤美華	中小規模病院の一般病床における看護職の高齢者の身体拘束を開始するきっかけと判断理由	老年看護学	26 巻 1 号	p. 105-113	2021

41	吉川広子	精神科における身体拘束の看護ケアに対する看護者の意識調査	医療	57 巻 1 号	p. 40-46	2003
42	菅野眞綾, 叶谷由佳	急性期病院における身体拘束を軽減するための看護管理に関する文献検討	日本看護管理学会誌	25 巻 1 号	p. 129-138	2021
43	石濱裕規, 井出大, 渡邊要一, 八木朋代, 松岡恵, 荒尾雅文, 小林正法, 高橋修司, 安藤高夫	介護保険施設における身体拘束の要因分析からみたりハビリテーションの役割	理学療法学 Supplement	37 巻 2 号	p. E2Se2076	2010
44	小山晶子, 征矢野あや子, 小山智史, 浅野均, 梅崎かおり, 堀内ふき	介護保険施設における認知症高齢者への身体拘束しない転倒予防ケア	日本転倒予防学会誌	2 巻 3 号	p. 11-21	2015
45	志賀利一, 有賀道生, 信原和典, 古屋和彦	精神科病院から障害者支援施設に移行した強度行動障害者の支援 II	国立のぞみの園紀要	11 巻	p. 93-98	2018
46	平野誠	法の谷間～動く重症児者医療の行方	九州神経精神医学	58 巻, 3_4 号	p. 131-132	2012
47	樋口仁	知的障害者の安全な麻酔管理を目指して	日本歯科麻酔学会雑誌	49 巻 4 号	p. 158-166	2021
48	市橋祐樹	動く重症心身障害者の行動障害の要因	日本重症心身障害学会誌	42 巻 2 号	p. 297	2017
49	山本貴子, 中村麻弥, 岸本美枝子	重症心身障害児(者)病棟におけるベッドの種類と選択基準 -患者の安全を守る安全対策を目指した取り組み-	日本重症心身障害学会誌	39 巻 2 号	p.349	2015

50	川本哲郎	精神障害者の人権と法—行動制限(身体拘束と隔離)を中心にして—	同志社法学	70 巻 6 号	p.1811-1825	2019
51	川上道子	認知症のケアの歴史に関する研究(Ⅰ)—身体拘束(抑制)の歴史(近世まで)に焦点を当てて—	中国学園紀要	10 巻	p.257-265	2011
52	丸山雅夫	わが国の精神医療における身体拘束的医療	南山法学	44 巻 1 号	p.29-74	2020
53	神門侑子, 松田雄二, 西村 顕, 亀屋 恵三子, 藤井里 咲, 熊谷 晋一郎	障害者グループホームの入居者特性に対応した分類と建築的配慮	日本建築学会計画系論文 集	89 巻 818 号	p.616-625	2024
54	吉田さおり, 平沢めぐみ, 明 石治明, 田中洋子, 小松和 哉, 小野美帆, 岡本克己	2.行動療法的な関わりが有効であった軽度知的障害の一例(一般演題,第 68 回日本心身医学会中部地方会演 題抄録)	心身医学	54 巻, 9 号	p. 879-	2014
55	樋口仁	知的障害者の安全な麻酔管理を目指して	日本歯科麻酔学会雑誌	49 巻 4 号	p. 158-166	2021
56	市橋祐樹	動く重症心身障害者の行動障害の要因	日本重症心身障害学会誌	42 巻 2 号	p. 297	2017
57	小川博敬	障害福祉従事者が認識している行動障害のある自閉スペクトラム症支援の困難さ	自閉症スペクトラム研究	20 巻 1 号	p. 55-63	2022
58	江本純子	精神科医療における権利擁護に関する課題	社会政策	16 巻 1 号	p. 88-98	2024
59	Department of Health	Winterbourne View Summary of the Government Response				2012

60	Department of Health Health	Transforming care: A national response to Winterbourne View Hospital Department of Health Review: Final Report				2012
61	Annie Swanepoel & Mark Lovell Lovell	Stopping inappropriate medication of children with intellectual disability, autism or both: the STOMP STAMP initiative	BJPsych Advances	vol. 29	p. 358- 366	2023
62	Royal College of Psychiatrists Psychiatrists	Stopping the over medication of people with intellectual disability, autism or both (STOMP) and supporting treatment and appropriate medication in paediatrics (STAMP)				2021

資料 5. 用語集

身体拘束	正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること。
強度行動障害	自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で 起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
高柵ベッド	転落防止を目的として、高さ調整が可能な柵がついているベッド

別添 5

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍 特になし

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ

雑誌 特になし

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 7 年 5 月 27 日

厚生労働大臣 殿

機関名 独立行政法人国立重度知的障害者
総合施設のぞみの園

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 田中 正博

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和6年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)
2. 研究課題名 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)
3. 研究者名 (所属部署・職名) 総務企画局研究・人材養成部 部長
(氏名・フリガナ) 日詰 正文 ・ ヒヅメ マサフミ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	☒ ☐	☒	国立のぞみの園	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 7 年 5 月 2 7 日				
厚生労働大臣 (国立医薬品食品衛生研究所長) 殿 (国立保健医療科学院長)				
機関名 独立行政法人国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園				
所属研究機関長 職 名 理事長				
氏 名 田中 正博				
次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理につ いては以下のとおりです。				
1. 研究事業名 令和6年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)				
2. 研究課題名 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)				
3. 研究者名 (所属部署・職名) 客員研究員				
(氏名・フリガナ) 片桐 公彦 ・ カタギリ キミヒコ				
4. 倫理審査の状況				
	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する 倫理指針(※3)	■ □	■	国立のぞみの園	□
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	□ ■	□		□
厚生労働省の所管する実施機関における動物実 験等の実施に関する基本指針	□ ■	□		□
その他、該当する倫理指針があれば記入するこ と (指針の名 称:)	□ ■	□		□
(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェ ックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。				
その他(特記事項)				
(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。				
(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対 象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。				
5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について				
研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □			
6. 利益相反の管理				
当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:			
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □(無の場合は委託先機関:			
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □(無の場合はその理由:			
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■(有の場合はその内容:			
(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。 ・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。				

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 7 年 5 月 1 5 日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 学校法人日本社会事業大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 横山 彰

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名

令和6年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)

2. 研究課題名

障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)

3. 研究者名 (所属部署・職名)

日本社会事業大学社会事業研究所客員教授

(氏名・フリガナ)

曾根 直樹 ・ ソネ ナオキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	☒ ☐	☐	国立のぞみの園	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: 日本社会事業大学研究倫理規範)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 7 年 5 月 24 日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 植草学園大学
所属研究機関長 職 名 学長
氏 名 中澤 潤

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名

令和6年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)

2. 研究課題名

障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)

3. 研究者名 (所属部署・職名)

植草学園大学 副学長

(氏名・フリガナ)

野澤和弘(ノザワカズヒロ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	☒ ☐	☒	国立のぞみの園	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

「厚生労働科学研究費における倫理審査及び利益相反の管理の状況に関する報告について
(平成26年4月14日科発0414第5号)」の別紙に定める様式(参考)

令和 7 年 5 月 9 日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 東都大学

所属研究機関長 職 名 学長

氏 名 吉岡 俊正

次の職員の令和6年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 令和6年度厚生労働行政推進調査費補助金(障害者政策総合研究事業)

2. 研究課題名 障害者福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査(24GC2001)

3. 研究者名 (所属部署・職名) 東都大学ヒューマンケア学部看護学科 教授
(氏名・フリガナ) 野村 政子 ・ ノムラ マサコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	☒ ☐	☒	国立のぞみの園	☐
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	☐ ☒	☐		☐
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	☐ ☒	☐		☐
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	☐ ☒	☐		☐

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査の場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ☒ 未受講 ☐
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ☐ 無 ☒ (無の場合は委託先機関: 国立のぞみの園)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ☒ 無 ☐ (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ☐ 無 ☒ (有の場合はその内容:)

(留意事項)

・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

研究者一覧

研究代表者

日詰 正文 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部 部長)

分担研究者

片桐 公彦 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 客員研究員)

曾根 直樹 (日本社会事業大学大学院 教授)

野澤 和弘 (植草学園大学 教授)

野村 雅子 (東都大学 教授)

研究協力者

赤川 剛 (清瀬育成園 ひだまりの郷きよせ 副施設長)

三好 登志行 (佐藤健宗弁護士事務所 弁護士・海事補佐人)

吉川 徹 (愛知県尾張福祉相談センター 児童専門監)

岡田 裕樹 (清水基金／国立重度知的障害者総合施設のぞみの園客員研究員)

佐々木 茜 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部研究課 研究係)

佐藤 孝之 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画部 部長)

清水 清康 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画部 課長)

須永 祐子 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画部 事業企画係)

※所属は令和7年3月末時点

厚生労働行政推進調査費補助金
障害者政策総合研究事業

障害福祉施設等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査

令和 6（2024）年度 総括研究報告書

令和 7（2025）年 5 月

研究代表者 日詰 正文

編集・発行 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町 2120 番地 2

TEL 027-325-1501 FAX 027-327-7628

URL <https://www.nozomi.go.jp>